

# 北九州市立消費生活センター ヤング消費者トラブル情報



## スポーツジム等での 契約トラブルが増えています！

### 【相談事例1】

ヨガ教室の体験後、2か月間は無料になり3か月目から有料となるプランを契約した。帰宅後に家族に反対され、当日中に解約を申し入れたが、違約金2万5千円を請求された。規約通りと言われたが、納得できない。

### 【相談事例2】

無人スポーツジムの解約したいと思い、専用アプリから解約手続きをしたが、エラーになってしまった。問い合わせをしたいが、事業者の電話が繋がらない。



「割引や特典のつくキャンペーンを契約したが、解約を申し出ると違約金を請求された」などの解約に関する相談が多く寄せられています。

また最近では、インターネットだけで手続きが完了し、比較的安価で利用できる無人のスポーツジムやオンラインレッスン等の新しいサービスに関しても、「サイト上での手続きがうまくできない」「事業者の電話が繋がらない」などのトラブルがみられます。



アプリでの手続きが難しいな…

### 【アドバイス】

◆契約する前には以下の点を確認しましょう。

- ・解約時(休会時・退会時)の連絡先や精算方法、プランの期間等。
- ・体験やお試しプランの場合、自動更新の有無等。

◆解約する時は、解約の手続き方法や申し出期間を十分に確認しましょう。

◆事業者と連絡が取れない場合は、複数の連絡手段で問い合わせましょう。

**不安に思ったら、早めに消費生活センターにご相談ください！**

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999

小倉北【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500

小倉南【小倉南区役所3F】 ☎951-3610

八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

消費者ホットライン ☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)